

佐賀県難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴児や人工内耳を装用している難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図るため、市町が実施する補聴器の購入、修理及び更新並びに人工内耳体外機の更新に要する経費を助成する事業に関して、必要な事項を定めるものである。

(助成対象経費)

第2条 助成対象経費は、第3条に定める助成対象者が、佐賀県難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱（平成27年8月3日障第1374号。佐賀県健康福祉本部長通知。以下「交付要綱」という。）別表第1に定める補聴器（以下「補聴器」という。）を新たに購入する経費、耐用年数の経過後に補聴器を更新する経費及び補聴器の修理に要する経費並びに交付要綱別表第3に定める人工内耳体外機を更新する経費とする。なお、修理不能により補聴器の使用が困難となった場合又は障害の程度に変更が生じた場合は、交付要綱別表第1に定める耐用年数の経過前であっても、更新する経費に対して助成を行うことができるものとする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象児」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保護者が、佐賀県内に住所を有していること
- (2) 18歳以下であること（18歳に達した日の属する年度の3月31日まで）
- (3) いずれかの耳または両耳の聴力レベルが30デシベル以上であること。ただし、医師が特に必要と認めるときはこの限りではない。
- (4) 聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない者であること。ただし、人工内耳体外機の更新費用を助成対象経費とする場合は、この限りではない。
- (5) 補聴器等の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の医師（以下「指定医師」という。）が判断している者であること

(助成対象者からの除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、対象児の保護者及びその属する世帯の世帯員のうちいずれかの者について、助成金交付申請を行う月の属する年度（4月から6月までにあっては前年度）の市町村民税所得割額が46万円以上である場合は、購入費の助成の対象としない。

(申請)

第5条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、住所地の

市町へ、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、以下に掲げる書類を添えて、交付申請するものとする。

- （1）指定医師が、対象児の聴力検査を実施した上で作成した難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）
- （2）意見書の処方に基づき、補聴器の販売業者（以下「業者」という。）が作成した見積書
- （3）申請者の属する世帯全員の市町村民税の状況が分かる書類（住所地以外の市町村で課税されている場合に限る。）
- （4）前各号に掲げるもののほか、市町長が必要と認めるもの

（審査等）

第6条 市町は、申請書及び添付書類について審査を行うとともに、申請者等の所得状況を調査し、第5条に規定する除外条件への有無を確認するものとする。

（交付決定）

第7条 市町は、第7条の規定による交付申請を審査し、助成金の交付又は却下を決定する。

（補聴器購入等）

第8条 申請者は、第9条の規定による交付決定があった場合は、業者から速やかに補聴器を購入、修理又は更新若しくは人工内耳体外機を更新するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第9条 助成金の請求及び支払方法は、次に定めるとおりとする。

- （1）補聴器の購入等を行った申請者は、請求書に補聴器の購入等に係る領収書を添えて、市町に対して請求するものとする。

ただし、市町は、申請者の利便性を考慮し、申請者に支給すべき額の限度額において、申請者に代わり補聴器販売業者に支払うこと（代理受領）ができる。

- （2）市町は、（1）により請求があった場合は、内容を審査の上、第6条の規定による助成金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。